

令和元年 1 2 月 3 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案  
( 第 4 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



## 第5回廿日市市議会議案目次

報告第24号	専決処分事項の報告について	1
報告第25号	専決処分事項の報告について	3
報告第26号	専決処分事項の報告について	5
議案第88号	廿日市市下水道事業の設置等に関する条例	7
議案第89号	廿日市市屋外広告物等に関する条例	13
議案第90号	廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例	31
議案第91号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第92号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第93号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第94号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第95号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	75
議案第96号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	79
議案第97号	廿日市市景観条例の一部を改正する条例	87
議案第98号	廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例	91
議案第105号	財産の処分について	95
議案第106号	財産の処分について	97



報告第 2 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

広島県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 甲世衛生組合の項を削る。

別表第 2 中「、甲世衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 専決処分年月日 令和元年 1 0 月 2 8 日

(参考事項)

広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合同規約の変更をすることについて協議があったので、専決処分したものである。

報告第 25 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 247,423 円
  
- 2 専決処分年月日 令和元年 11 月 5 日

(参考事項)

令和元年9月20日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 26 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 152,185 円
  
- 2 専決処分年月日 令和元年 11 月 7 日

(参考事項)

令和元年9月15日市道河本線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 88 号

廿日市市下水道事業の設置等に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の経営する下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 下水を排除し、又は処理することにより公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、次に掲げる下水道事業を設置する。

- (1) 廿日市市公共下水道事業
- (2) 廿日市市小規模下水道事業
- (3) 廿日市市農業集落排水事業

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業を実施する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 廿日市市公共下水道事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた廿日市市公共下水道事業計画区域
- (2) 廿日市市小規模下水道事業 廿日市市小規模下水道条例（昭和52年条例第43号）別表第1に掲げる処理区域
- (3) 廿日市市農業集落排水事業 廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成17年条例第1号）第2条第3号に規定する処理区

域

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(廿日市市特別会計条例の一部改正)
- 2 廿日市市特別会計条例(昭和63年条例第12号)の一部を次のように改正する。  
第1条第2号及び第3号を次のように改める。  
(2)及び(3) 削除  
第1条第6号を次のように改める。  
(6) 削除  
(廿日市市小規模下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)
- 3 廿日市市小規模下水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和53年条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「小規模下水道事業特別会計(以下「特別会計」という。)」を「小規模下水道事業」に、「歳入歳出」を「収入支出」に改める。  
第5条中「特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。  
第6条中「歳計現金に」を削る。

(提案理由)

公共下水道事業、小規模下水道事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 89 号

廿日市市屋外広告物等に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市屋外広告物等に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 屋外広告物及び掲出物件の制限等（第4条—第30条）

第3章 特定屋内広告物の制限等（第31条—第35条）

第4章 雑則（第36条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第42条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、特定屋内広告物について必要な制限を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

##### （屋外広告物等の在り方）

第3条 屋外広告物、掲出物件又は特定屋内広告は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなけれ

ばならない。

## 第2章 屋外広告物及び掲出物件の制限等

### (禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区及び伝統的建造物群保存地区で、市長が指定する地域又は地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項若しくは第29条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域又は同条例第36条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定するもの
- (4) 廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域又は同項の規定により指定された地域で、市長が指定するもの
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で、市長が指定するもの
- (6) 国又は公共団体の管理する公園及び緑地
- (7) 官公署、学校、図書館、公会堂、体育館、公衆便所その他市長が指定する公共施設の敷地
- (8) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定するもの
- (9) 社寺、仏堂又は教会のある地域で、市長が指定するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件には、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹及び路傍樹
- (2) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (3) 公共物たる石垣及び擁壁
- (4) 信号機、警報機、道路標識、歩道柵、駒止めその他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
- (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- (2) アーチ及びアーケードの支柱その他これに類するもの

3 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。

(許可)

第6条 第4条に規定する地域又は場所を除く市の区域内において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(景観保全型広告整備地区)

第7条 市長は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定める

ものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
- (2) 屋外広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

6 第4条に規定する地域又は場所で市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

- (1) 法律、命令、条例、規則等の規定により表示する屋外広告物又は設置する掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示する屋外広告物又は設置する掲出物件
- (3) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

2 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第4条及び第6条の規定は、適用しない。

(1) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される屋外広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

(3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件

(4) 電車又は自動車に表示される屋外広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市以外の区域内に存するものに、当該本拠において適用される屋外広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に従って表示する屋外広告物

(6) 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される屋外広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する屋外広告物

(8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する屋外広告物又は設置する掲出物件で、第1項第3号に掲げるも

の以外のものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

4 道標、案内図板その他公共的目的又は公衆の利便に供することを目的として表示する屋外広告物又は設置する掲出物件については、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

5 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

6 法人その他の団体が表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を市長が定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第2号及び第4号から第6号までの物件に屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合を除く。）の規定は、適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

（経過措置）

第9条 第4条、第5条及び第7条の規定は、これらの規定の適用を受けることとなる地域、場所、物件又は区域が当該規定の適用を受けることとなった際現に当該適用を受けることとなった地域、場所、物件又は区域に適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物又は掲出物件については、これらの規定は適用しない。ただし、当該屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

（禁止広告物）

第10条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれのあるもの
- (2) 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (4) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの  
(許可の期間及び条件)

第11条 市長は、この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第12条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による変更等の許可をする場合に準用する。

(許可の基準)

第13条 この条例の規定による屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができる。

(許可証票の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は当該掲出物件の一部に市長が定める許可証票を表示しなければならない。ただし、市長が適当と認めて許可証印を押印したものについては、この限りでない。

(管理義務)

第15条 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は屋外広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置)

第16条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 管理者は、法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第17条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、管理者を置いたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者は、その氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称、所在地又は代表者の氏名）を変更したとき又は当該屋外広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(点検)

第18条 屋外広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、当該屋外広告物又は掲出物件について、管理者に当該屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。

2 屋外広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、この条例の規定による許可の期間の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。

(除却義務等)

第19条 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき又は屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第20条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項(同条第3項又は第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき
- (2) 第12条第1項の規定に違反したとき
- (3) 第22条第1項の規定による市長の命令に違反したとき
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

(違反に対する勧告等)

第21条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件については、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に対し、期限を定めて、当該屋外広告物又は当該掲出物件の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止

するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

（違反に対する措置）

第22条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件については、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者に対し、当該屋外広告物又は当該掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、当該屋外広告物又は当該掲出物件の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物若しくは当該掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、当該掲出物件を除却するときは、市長は、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

（屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその屋外広告物又は掲出物件を除却した日時

(3) 保管した屋外広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物については7日間）、廿日市市役所前の掲示場に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物又は掲出物件については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物又は当該掲出物件の所有者、占有者その他当該屋外広告物又は当該掲出物件について権限を有する者（第28条において「所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則に定める方法により周知すること。

(屋外広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第25条 法第8条第3項の規定による屋外広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物又は当該掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物又は当該掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第26条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物若しくは掲出物件又は競争入札に付することが適当でないと認められる屋外広告物若しくは掲出物件につ

いては、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第27条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
- (2) 特に貴重な屋外広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる屋外広告物又は掲出物件以外の屋外広告物又は掲出物件 2週間

(屋外広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第28条 市長は、保管した屋外広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該屋外広告物又は当該掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者に、その氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該屋外広告物又は当該掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に屋外広告物又は掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物又は掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第30条 屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした

処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

### 第3章 特定屋内広告物の制限等

#### (特定屋内広告物制限地区)

第31条 市長は、良好な景観を保全又は形成するため、特定屋内広告物を制限することが必要な区域を、特定屋内広告物制限地区として指定することができる。

#### (特定屋内広告物の表示の制限)

第32条 特定屋内広告物制限地区内において特定屋内広告物を表示しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

#### (特定屋内広告物の除却義務)

第33条 特定屋内広告物制限地区内において特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、当該特定屋内広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該特定屋内広告物を除却しなければならない。

#### (特定屋内広告物の違反に対する勧告等)

第34条 市長は、この条例の規定に違反した特定屋内広告物については、当該特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、期限を定めて、当該特定屋内広告物の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表することができる。

3 第21条第3項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

#### (特定屋内広告物の立入検査)

第35条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、特定屋内広告物を表示し、若しくは管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に特定屋内広告物の存する土地若しくは

建物に立ち入り、特定屋内広告物を検査させることができる。

2 第29条第2項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第4章 雑則

(手数料)

第36条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の定めるところにより手数料を納めなければならない。

(告示)

第37条 市長は、第4条第1号から第5号まで及び第7号から第10号まで、第7条第1項並びに第31条の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条までの規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第19条第1項の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件を除却しなかつた者

第41条 第29条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第39条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、広島県屋外広告物条例（昭和24年条例第72号。以下「県条例」という。）の規定により許可を受けて現に存する屋外広告物及び掲出物件については、その許可の期間に限り、本条例の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行前に県条例の規定により広島県知事に対してした許可の申請その他の行為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、県条例の規定により許可を受けて表示されている屋外広告物又は掲出物件については、その許可の期間が経過するまでの間に限り、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

(提案理由)

本市の実情に応じた規制等により景観施策の推進を図ることを目的として、屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の制限等に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 90 号

廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに  
伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用  
することに伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

(廿日市市部設置条例の一部改正)

第2条 廿日市市部設置条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条環境産業部の項第5号を削る。

(廿日市市特別会計条例の一部改正)

第3条 廿日市市特別会計条例(昭和63年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号を第5号とする。

第2条中「第8号」を「第4号」に改める。

(廿日市市宮浜温泉水供給条例の一部改正)

第4条 廿日市市宮浜温泉水供給条例(平成17年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「廿日市市上水道事業給水条例」を「廿日市市水道事業給水条例」に改める。

(廿日市市上水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 廿日市市上水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市水道事業の設置等に関する条例

第1条中「廿日市市上水道事業（以下）」を「上水道事業及び簡易水道事業（以下これらを）」に改める。

第3条を削る。

第2条第1項中「増進するよう」を「増進するように」に改め、同条第2項中「水道事業の」の次に「名称、」を加え、「次」を「別表」に改め、同項各号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の規定の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

第4条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に改める。

第5条中「基づき、」の次に「水道事業の」を加える。

第6条及び第7条を次のように改める。

（特別会計）

第6条 法第17条及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

（利益の処分）

第7条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てるものとし、残余の額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的に応じて積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良費の財源に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経たときは、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設改良を行つた場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第11条第1項中「9月30日までの事務」を「9月30日までの業務」に改め、同条第2項中「11月30日」を「、11月30日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
廿日市市上水道事業	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三	10万6,900人	4万1,300立方メートル

丁目、佐方四丁目、  
山陽園、佐方本町、  
城内一丁目、城内二  
丁目、城内三丁目、  
大東、本町、住吉一  
丁目、住吉二丁目、  
新宮一丁目、新宮二  
丁目、下平良一丁目、  
下平良二丁目、平良  
一丁目、平良二丁目、  
平良山手、串戸一丁  
目、串戸二丁目、串  
戸三丁目、串戸四丁  
目、串戸五丁目、串  
戸六丁目、六本松一  
丁目、六本松二丁目、  
地御前一丁目、地御  
前二丁目、地御前三  
丁目、地御前四丁目、  
地御前五丁目、阿品  
一丁目、阿品二丁目、  
阿品三丁目、阿品四  
丁目、阿品台一丁目、  
阿品台二丁目、阿品  
台三丁目、阿品台四  
丁目、阿品台五丁目、  
阿品台東、阿品台西、  
阿品台北、阿品台山

の手、峰高一丁目、  
峰高二丁目、宮内一  
丁目、宮内四丁目、  
地御前北一丁目、地  
御前北二丁目、地御  
前北三丁目、宮園一  
丁目、宮園二丁目、  
宮園三丁目、宮園四  
丁目、宮園五丁目、  
宮園六丁目、宮園七  
丁目、宮園八丁目、  
宮園九丁目、宮園上  
一丁目、宮園上二丁  
目、宮園上三丁目、  
宮園上四丁目、宮園  
上五丁目、四季が丘  
一丁目、四季が丘二  
丁目、四季が丘三丁  
目、四季が丘四丁目、  
四季が丘五丁目、四  
季が丘六丁目、四季  
が丘七丁目、四季が  
丘八丁目、四季が丘  
九丁目、四季が丘十  
丁目、四季が丘十一  
丁目、四季が丘上、  
宮内工業団地、陽光  
台一丁目、陽光台二

丁目、陽光台三丁目、  
陽光台四丁目、陽光  
台五丁目、佐方（字  
清末、字同免、字宮  
ノ上、字城内、字南  
尾、字南小浦、字雀  
ケ堂及び字精石山）、  
下平良（字小野、字  
八ケ迫、字尾野山、  
字永石山、字法花山  
及び字砂走山）、上  
平良（字伴丈木、字  
大原、字末森、字郡  
塚、字宗高尾、字ゴバ  
ロ、字吉野、字菊ケ  
迫、字藤原尾、字野  
田ケ原及び字御棒  
杖）、原（字半明原、  
字下ケ原、字矢之崎  
及び字宇治久保）、  
宮内（字新屋敷、字  
河田、字鏡田、字北  
山、字宮迫、字針田、  
字砂原、字大幸、字  
東岡迫、字西岡迫、  
字的場、字石原、字  
東鎗出、字佐原田、  
字高通、字国広、字

玉野井、字大方、字峰高、字六本松及び字野坂) 及び地御前(字大神、字我迫、字神賀、字木上、字田屋及び字阿品) の全部。佐方(字東谷、字狼倉、字荒蒔、字大谷、字苧揚谷、字流及び字桃栗迫)、下平良字広池山、上平良(字堂垣内、字広池、字大迫、字二重原、字寺ヶ迫、字河野原及び字高尾山)、原(字橋本、字長野、字長谷、字森宗、字中小路、字国実、字下河末、字上河末、字川末及び字宇治窪) 及び宮内(字東畑口、字西畑口、字西鎗出、字高砂及び字入野) の各一部。玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原及び栗栖の各一部。宮島口一

丁目、宮島口二丁目、  
宮島口三丁目、宮島  
口四丁目、宮島口東  
一丁目、宮島口東二  
丁目、宮島口東三丁  
目、宮島口西一丁目、  
宮島口西二丁目、宮  
島口西三丁目、宮島  
口上一丁目、宮島口  
上二丁目、福面一丁  
目、福面二丁目、福  
面三丁目、対巖山一  
丁目、対巖山二丁目、  
対巖山三丁目、深江  
一丁目、深江二丁目、  
深江三丁目、前空一  
丁目、前空二丁目、  
前空三丁目、前空四  
丁目、前空五丁目、  
前空六丁目、物見東  
一丁目、物見東二丁  
目、物見西一丁目、  
物見西二丁目、物見  
西三丁目、上の浜一  
丁目、上の浜二丁目、  
下の浜、梅原一丁目、  
梅原二丁目、塩屋一  
丁目、塩屋二丁目、

沖塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、沖塩屋四丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野中央一丁目、大野中央二丁目、大野中央三丁目、大野中央四丁目、大野中央五丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂一丁目、八坂二丁目及び大野（字四郎峠、字中山、字戸石川、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字陣場、字筏津、字沖

筏津、字池田、字棚田、字知安、字別府、字下更地、字上更地、字赤崎、字深江、字熊ヶ浦、字早時、字賀撫津、字屋田越、字大手、字上之浜、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原、字塩屋、字上桐、字林ヶ原、字丸石、字向原、字尾立、字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字観音、字福面、字対巖山、字尾中山、字丸子、字前空、字物見山及び字八坂)の全部。大野(字平岩、字亀ヶ岡、字裏ヶ嶽、字滝山、字城山及び字清水峯)の各一部

吉和簡易水道事業	吉和の一部	610人	620立方メートル
宮島簡易水道事業	宮島町の一部	1,850人	3,530立方メートル

(廿日市市上水道事業給水条例の一部改正)

第6条 廿日市市上水道事業給水条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市水道事業給水条例

第1条中「廿日市市上水道事業」を「廿日市市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）第1条に規定する上水道事業及び簡易水道事業」に改める。

(廿日市市簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第7条 廿日市市簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年条例第19号）は、廃止する。

(廿日市市簡易水道事業設置条例の廃止)

第8条 廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）は、廃止する。

(廿日市市簡易水道事業給水条例の廃止)

第9条 廿日市市簡易水道事業給水条例（平成15年条例第21号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、廃止前の廿日市市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の廿日市市水道事業給水条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(提案理由)

簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計を導入することなどに伴い、関係条例について必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 9 1 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第15条の2第1項又は第3項」を「次条第1項又は第3項」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第24条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	

33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		

70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

## 消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	

33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	

70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			

108	314,700	340,900	365,800	390,700
109	315,200	342,100	366,400	391,000
110	315,700	343,100	366,900	391,500
111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	
136		357,800	378,800	
137		358,100	379,100	
138		358,500	379,600	
139		359,000	380,100	
140		359,500	380,600	
141		359,800	380,900	
142		360,300		
143		360,800		
144		361,300		

	145		361,600						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付条例」という。)第7条第1項の表の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第24条第2項第1号の規定及び改正後の任期付条例第8条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合にお

いては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 9 2 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）第3条第4項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和元年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。



議案第 9 3 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第16条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800

32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000

79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料月額が改定されることを考慮し、会計年度任用職員の給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 4 号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の  
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に  
関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項を次のように改める。

第25条の2 市長は、次の各号に掲げる地域においてし尿の収集、運搬  
及び処分を行うときは、当該各号の表に掲げる額のし尿処理手数料を徴  
収する。

(1) 廿日市地域

区 分	単 位	金 額
家庭、事業所等から排出され るもの	18リットルまでごとに	350円
仮設便所から排出されるもの	18リットルまでごとに	450円

(2) 宮島地域

区 分	単 位	金 額
公共下水道処理区域外の家庭、 事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	165円
公共下水道処理区域内の家庭、 事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円
仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	220円
備考 この表において「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭 和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域で、 同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公 示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域を いう。		

第25条の2第2項中「前項」を「第1項各号」に改め、同項を同条第  
3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号の地域の区域は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第25条の2関係）

地 域 名	区 域
廿日市地域	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四

	丁目及び陽光台五丁目
宮島地域	宮島町

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市地域におけるし尿の収集、運搬及び処分をする場合に徴収する、し尿処理手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 9 5 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表串戸保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

串戸保育園が、公私連携型保育所に移行することに伴い、当該保育園を廃止するため、この条例案を提出するものである。



議案第96号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年12月3日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

	形状及び意匠が同一のものは、1件とする。
1,780円	
4,950円	
4,950円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,780円を加えた額	
2万6,560円	
1,060円	
3,720円	
3,720円に30平方メートルを超える10平方メートルま	

別表第7号中

でごとに1,06 0円を加えた 額
1万7,710円
530円
530円
350円 350円
890円
530円
1,780円
1,240円
890円
1,780円
1,240円

を

370円	
530円	
市長が定める額	

」

「

	形状及び意匠が同一のものは、1件とする。
2,600円	廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第 号）第12条第1項の規定による変更又は改造の許可は、変更後又は改造後の面積により算定した手数料の額の3分の1の額とする。
7,500円	
7,500円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに2,600円を加えた額	
3万8,040円	
1,650円	
5,500円	
5,500円に30平方メートルを超える10平	

方メートルま でごとに1,65 0円を加えた 額
2万6,240円
580円
580円
390円 390円
950円
580円
1,900円
1,340円
950円
1,900円

に改める。

1,340円
390円
600円
市長が定める額

」

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

廿日市市屋外広告物等に関する条例の制定に伴い、屋外広告物の許可事務に係る手数料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第 97 号

廿日市市景観条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市景観条例の一部を改正する条例

廿日市市景観条例（平成23年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について」を「施行に関し」に改める。

第11条第1項第3号中「次項第6号」を「第3項第6号」に改め、同条第2項第4号中「広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）」を「廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第 号）」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 前項に定める行為の対象となる建築物、工作物等の撤去

第11条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前項の規定に関わらず、規則で定めるものとする。

第22条を第26条とし、第21条を第25条とし、第20条を第24条とする。

第19条第1項第1号中「同条第2項第8号」を「同条第3項第9号」に、「及び前条第1項」を「、第18条第1項」に、「の規定」を「、第19条及び第21条の規定」に改め、同条を第23条とする。

第18条の次に次の4条を加える。

（景観地区の手続）

第19条 市長は、法第61条の規定により都市計画に、景観地区を定めるとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観地区に関する都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観地区における事前協議）

第20条 景観地区内において、法第63条第1項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協

議を求めることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による協議の求めがあった場合について準用する。

(違反建築物等に対する措置命令の手続)

第21条 市長は、法第64条第1項若しくは法第70条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(認定を要しない建築物)

第22条 法第69条第1項第5号の規定による建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 文化財保護法の規定により、登録有形文化財として登録された建築物
- (2) 広島県文化財保護条例の規定により、広島県重要文化財、広島県有形民俗文化財又は広島県史跡、広島県名勝若しくは広島県天然記念物に指定された建築物
- (3) 廿日市市文化財保護条例の規定により、廿日市市指定重要文化財に指定された建築物
- (4) 前3号のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める建築物で規則に定めるもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

宮島口地区の景観形成を推進することを目的に、同地区を景観計画における景観重点区域に指定し、及び宮島口景観地区を都市計画決定することに伴い、景観重点区域に関して必要な事項を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第98号

廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和元年12月3日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市健康増進施設設置及び管理条例（平成17年条例第57号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（廿日市市公共施設における禁煙等推進条例の一部改正）
- 2 廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第7条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

(提案理由)

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。



## 議案第105号

### 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

所 在 廿日市市地御前一丁目1007番地7、1007番地8、1007番地10、1007番地22

種 別 建 物

細 目 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て

床面積 11,122.86平方メートルのうち7,508.83平方メートル

2 処分価格 80,410,000円

3 相手方 広島市中区大手町三丁目13番18号

広島県厚生農業協同組合連合会

代表理事 岡田 仁志

(提案理由)

地域医療拠点等整備事業の用地に存する建物を処分しようとするものであるが、処分しようとする建物の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第106号

### 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 財産の表示

所 在 廿日市市宮浜温泉二丁目8130番地31

種 別 建 物

細 目 構 造 鉄骨造かわらぶき2階建て

床面積 1,033.93平方メートル

2 処分価格 45,106,600円

3 相手方 廿日市市大野中央三丁目3番5号

株式会社 A&C

代表取締役 宮 地 猛

(提案理由)

市有財産である廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）を処分しようとするものであるが、処分しようとする建物の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。